事 　務 　 連 　 絡

令和３年３月２日

高齢者関係事業所 施設管理者　様

（※松江市所管分を除く）

島根県健康福祉部高齢者福祉課

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成に関する研修について

　新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただいており、深く感謝申し上げます。

この度、国において作成された標記研修の動画を、下記HPに掲載しましたのでお知らせします。

2021年度の介護報酬改定により、すべての介護事業者に対する運営基準において、BCP策定および研修・訓練が義務付けとなる予定です。

　　未作成の事業所におかれましては、本動画等参考に、作成に取り組んでいただきますようよろしくお願いします。

記

* 国が示したひな形を活用した、具体的な作成方法について説明されています。
* ひな形は下記HPに掲載しています。（「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について」令和2年12月14日事務連絡）

■県ホームページの掲載場所

トップ⇒医療・福祉⇒福祉⇒高齢者福祉⇒介護保険【事業者向け】

⇒【新型コロナウイルスに関する情報】

⇒新型コロナウイルス感染症に関する情報はこちらです。

⇒「県が発出した通知や事業所の皆様にお願いしたいことを掲載しています。」

島根県高齢者福祉課　介護サービス指導グループ

ＴＥＬ：０８５２－２２－５３０１